

学校法人大阪音楽大学 役員報酬等に関する規程

制 定：2020年 3月23日

最近改定：2022年 6月30日

(目的及び適用の範囲)

第 1 条 この規程は、学校法人大阪音楽大学寄附行為（以下「寄附行為」という）第6条に定める役員（理事及び監事）の報酬及び退職金に関する事項を定める。

(役員報酬の規定)

第 2 条 役員報酬は次の役員の種類及び執務形態の区分によって定める。

- (1) 役員の種類は次の通りとする。
 - ・ 理事長（寄附行為第6条第2項）
 - ・ 副理事長（寄附行為第6条第4項）
 - ・ 常任理事（寄附行為第6条第6項）
 - ・ 理事（寄附行為第8条）
 - ・ 監事（寄附行為第9条）
- (2) 役員執務形態の区分は次の通りとする。
 - ・ 常時執務
 - ・ 特定日時執務

(役員報酬の月額)

第 3 条 役員報酬の月額は次の通りとする。

	法人の役員としての勤務を本務とする役員等	法人の専任の教職員として勤務する役員等
(1) 理事長	1,150,000 円	400,000 円
(2) 副理事長	950,000 円	300,000 円
(3) 常任理事	850,000 円	250,000 円
(4) 特定日時執務の常任理事	150,000 円	75,000 円
(5) 特定日時執務の理事	40,000 円	20,000 円
(6) 特定日時執務の監事	60,000 円	

2. 寄附行為第14条によって理事長職代理者となった者は、副理事長と同じ扱いとする。
3. 1ヶ月の途中で役員職務が変更になった場合、当該月の報酬は役員報酬月額の高い役員職務に在任していたものとみなす。
4. 常時執務の役員が教職員役職を兼務する場合は当該役職手当月額の1/2相当額を役員報酬より差し引いた額とする。
5. 特定日時執務の監事については、理事会及び評議員会以外の職務に従事した場合は、1回の出校につき15,000円（交通費込）を役員報酬月額に加えて支給する。
6. 第1項各号に定める報酬月額にかかわらず、役員本人からの申し出により役員報酬を無報酬とすることができる。また、第5項についても同様とする。

(役員報酬の支給日)

第 4 条 役員報酬の支給日は毎月25日とし、支給日が休日あるいは土曜日の場合は前日に繰り上げて支給する。

(賞与)

第 5 条 役員には毎年7月及び12月に当該年度に本学専任教職員に支給する月数分を賞与として支給する。ただし、特別な事由がある場合は理事会において決定する。

2. 賞与の支給日はそれぞれ1日とし、支給日が休日あるいは土曜日の場合は前日に繰り上げて支給する。
3. 賞与は、1月から6月まで、7月から12月までを単位として、支給する。但し、在任が6ヶ月に満たない場合は月単位に按分する。また、在任が1ヶ月に満たない期間は1ヶ月に繰り上げる。

(役員退職金の支給)

第 6 条 役員退職金は、次号のいずれかに該当する場合に支給する。

- (1) 役員を退任する場合
 - (2) 理事長、副理事長（寄附行為第14条によって理事長職になった者を含む）、常任理事の職務を退任し、それら以外の理事あるいは監事に就任する場合
2. 前項(2)により役員退職金の支給を受けた者が、さらに前項(1)によって退職金支給の対象となる場合は、先に支給算定対象となった役員在任期間を算入しない。

(役員退職金の支給額)

第 7 条 役員退職金の支給額は、当該役員在任期間の年数に在任中の役員報酬月額 \times 20/10を乗じた額とする。また、複数の職務に在任した場合はそれぞれの退職金額の合計額とする。

2. 在任期間の算定は月単位とする。ただし、1ヶ月の途中で役員の職務が変更になった場合は役員報酬額の高い役員の職務に在任していたものとみなして計算する。

(役員退職金の支給先)

第 8 条 役員退職金は退任する役員本人に支給する。死亡による退任の場合は労働基準法施行規則第42条から第45条に規定する順位の遺族に支給する。

(費用)

第 9 条 役員には、別に定める「学校法人大阪音楽大学 出張規程」に準じて旅費（交通費、宿泊費等）を支給する。

2. 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第 10 条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会において行う。

附 則

1. この規程は、2020年4月1日から施行する。
2. この規程の施行により、1999年3月1日施行の「学校法人大阪音楽大学役員報酬規程」及び「学校法人大阪音楽大学役員退職金支給規程」は廃止する。

附 則（2022年6月30日）

この規程は、2022年6月30日から施行し、2022年4月1日から適用する。